

岩見沢市公共施設再編基本計画【概要版】

1. 公共施設再編基本計画について

(1) 本計画の目的

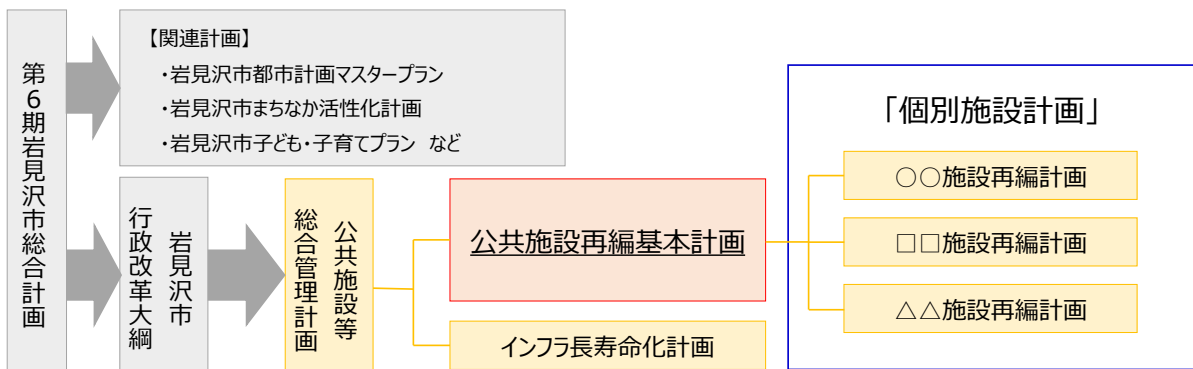
本計画は、平成28年度に策定した「岩見沢市公共施設等総合管理計画」における数値目標を達成するため、**老朽化やコスト、利用状況といった客観的なデータによる施設評価を実施し、個々の施設の再編の方向性を明確化**することにより、同計画の実施における具体的取組みの指標とすることを目的としています。

「公共施設等総合管理計画」における数値目標
建築物系公共施設の総床面積を30年間で30%削減

(2) 本計画の位置付け

公共施設等総合管理計画に基づき推進する公共施設マネジメントにおける、個別計画の一つと位置付け、**建築物系公共施設の再編に向けた基本となる計画**として策定します。

策定後は、本計画に基づき策定する、**施設（施設群）又は地区を単位とする「個別施設計画」にしたがって、具体的な再編を推進**



(3) 計画期間

公共施設等総合管理計画の計画期間（平成28年度～平成57年度）を見通しつつ、当初の8年を第1期と設定（その後10年ごとに更新）

第1期計画：平成30年度～平成37年度まで

（前半の4年を前期、後半の4年を後期に区分）

	平成28年度	平成38年度	平成48年度	平成58年度
公共施設等総合管理計画	30年間			
公共施設再編基本計画	平成30年度			
	第1期計画 前期 後期	第2期計画	第3期計画	

(4) 対象施設

原則として、**本市が保有する全ての建築物系公共施設を対象**とします。
 （ただし、倉庫、車庫、公衆便所等といった小規模施設は一括して検討）

2. 公共施設再編の進め方

(1) 公共施設再編の概要

施設を機能ごとの施設群に区分し、施設群ごとに個々の施設の再編の方向性を検討
施設評価は一次評価、二次評価、総合評価の3段階で実施

(2) 施設評価

① 一次評価（客観的評価）

1) 施設評価

コスト情報、サービス情報、ストック情報による客観的なデータに基づき評価を実施



2) 方向性の整理

施設評価の結果も踏まえ、個々の施設の方向性や再編時期を「施設機能」と「建物本体」に分けて整理

② 二次評価（横断的評価）

施設を所管する部署へのヒアリングや庁内横断的な協議により市の庁内合意結果を調整
 （二次評価結果とし、この結果を総合評価案として公表）

③ 総合評価（最終評価）

計画案の公表等を通じ、市民ニーズの把握に努めながら、再調整や修正を実施
 （最終的な総合評価として確定）

3. 施設の再編方針（方向性）

(1) 再編方針及び再編時期

【再編方針】

施設機能と建物本体を以下の区分に分類

1	施設機能		建物本体
	維持		継続使用 建替 改修
2	施設機能		建物本体
	移転・統合		譲渡 転用 除却
3	施設機能		建物本体
	廃止		譲渡 転用 除却
4	施設機能		建物本体
	協議		譲渡 除却 (廃止)

【再編時期】

基本的に建物本体の使用可能年数あるいは改修時期が到達する時期

使用可能年数：財務省令の法定耐用年数

改修時期：公共施設等総合管理計画において目安とした30年を適用
 （木造や軽量鉄骨造など、大規模改修を予定しない施設を除く）

(2) 施設群ごとの具体的な再編方針

① 第1期計画における再編方針（案）

施設機能	維持	■ 現在と同じ場所において、継続して維持していく必要のある機能
建替	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本庁舎（職員会館及び水道庁舎含む） ■ 栗沢市民センター 	
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄北放課後児童クラブ室 ～ 平成30年度新設 ■ 共同汚水処理施設 ～ 平成30年度新設 ■ 第1期計画において具体的な再編の対象とならない施設 	
改修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1期計画期間内において築30年を超える施設 	

施設機能	移転・統合	■ 現在と別の場所において、継続して維持していく必要のある機能（既存の別の場所における施設機能と統合する場合を含む）
除却（又は譲渡）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中央小学校 ～ 平成30年度移転改築 ■ 稲穂児童館 ～ 平成30年度移転改築 ■ 第3分団器具置場 ～ 機能の移転又は消防事務組合への移管 ■ 万字防災センター ～ 機能の移転又は消防事務組合への移管 ■ 栗沢文化センター ～ 栗沢市民センターと統合 ■ 栗沢福祉会館 ～ 栗沢市民センターと統合 ■ 栗沢福祉団体活動センター（栗沢福祉センターに改称）～ 栗沢保健センターに機能移転 ■ 道路管理事務所 ～ 新庁舎に機能統合 	
転用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1期においては該当施設なし 	

施設機能	廃止	■ 今後、市として継続して維持していく必要のない機能（民間等、別団体に機能を移したり、統合する場合を含む）
除却（又は譲渡）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 美流渡小学校 ■ 美流渡プール・田でんガーデン・米っこハウス ■ 鉄北地域振興センター ■ ハロonz岩見沢 ～ 民間施設等への機能移転 ■ 軽費老人ホーム清和荘 ～ 民間事業者によるサービス提供 ■ 北村ふるさと学習館 ■ 策定中の「公営住宅等長寿命化計画」において廃止の方針となる市営住宅 ■ 教員住宅（美流渡小中学校、中央小学校及び老朽化の進行した住宅） ■ 文向台衛生センター ～ 共同汚水処理施設への移行 ■ 道路管理事務所（整備工場） ■ 北村自然体験宿泊学習館（ばる） ■ 上幌配水池及び北村配水池 ～ 上水道施設は関連計画に基づき検討 ■ 用途廃止済の普通財産 など 	
転用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 栗沢保健センター ～ 栗沢福祉団体活動センター（栗沢福祉センターに改称）に転用 	

施設機能	協議	■ 今後、地元と協議しながら具体的な再編を進める必要のある機能（建替はせず、廃止又は地元への譲渡を検討）
廃止又は地元譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多目的研修会館等（岩峰、鉄北、上幌向、幌向川右岸、大願） ■ 北村地区自治会館（豊正、豊里、共栄、美唄達布、幌達布、砂浜、東） ■ 栗沢地区集会所（上幌、茂世丑、東豊、万字、宮村、弥生ヶ丘、最上北栄、西、由良、必成、岐阜、栗丘） ■ 特定地方交通線転換促進関連施設（万字線鉄道資料館ほか3施設） 	

② 施設群ごとの再編の方向性、施設配置の基本的な考え方

施設群		施設数	第1期計画における方向性 (施設機能)				
			維持	移転 統合	廃止	協議	別計画
①行政施設	市庁舎	3	3				
	支所	2	2				
	出張所	3	3				
	消防・防災	3	1	2			
	であえーる岩見沢	4	4				
	有明交流プラザ	2	2				
②教育関係施設 (学校教育)	小学校	15	別計画による				15
	中学校	10	別計画による				10
	小・中学校附属施設	9	1		8		
	高等学校	2	2				
	給食センター	1	1				
	教育研究所	1	1				
③教育関係施設 (社会教育)	図書館	3	3				
	文化財等	2	2				
	社会教育施設(その他)	3	3				
④体育施設	体育施設(屋内)	7	7				
	プール	3	3				
	体育施設(屋外)	9	9				
⑤産業振興施設	産業振興施設(商工業)	6	5		1		
	産業振興施設(観光)	7	7				
	産業振興施設(農政)	6	6				
	産業振興施設 (ハロズ岩見沢)	2			2		
⑥職員住宅・宿舎	教員住宅	33			33		
	市職員住宅	1	1				
⑦社会福祉施設 (児童福祉)	児童館等	13	別計画による				13
	保育所等	6	6				
⑧社会福祉施設 (高齢・障がい・地域福祉)	高齢者福祉センター	2	2				
	高齢者向け入所・入居施設	2	1		1		

施設配置の基本的な考え方
・行政サービスの要となるため、市域で1箇所設置する
・本庁舎を配置的に補完する行政サービスの提供のため、旧行政区域ごとに1箇所設置する
・本庁舎や支所との距離を勘案して設置する
・岩見沢市地域防災計画に基づき、消防事務組合への移管や機能移転を検討する
・行政サービスの提供の必要性及び設備修繕の実施状況を勘案して継続使用する
・駅舎との複合施設で比較的新しい施設であり、維持を基本とする
・小・中学校の適正配置に関する基本計画に基づき検討する
・小・中学校の適正配置に関する基本計画に基づき検討する
・施設の更新や長寿命化改修は実施せず、学校プールは段階的な廃止を検討する
・現行配置を維持する
・市域で1箇所設置する
・現行配置を維持する
・旧行政区域ごとに1箇所設置する
・文化財的価値から、維持・保存を基本とする
・必要と認められるものに限り、市域単位で設置する
・地域バランスを考慮して数箇所設置する
・旧行政区域ごとに1箇所設置する
・需要に基づき、競技の種類ごとに市域～旧行政区域単位で1～数箇所設置する
・需要に基づき、広域から地域単位で設置する
・観光の拠点施設として2分類（メープルロッジ系、北村温泉系）の施設を維持する
・農業振興の考え方に基づき戦略的に設置する
・行政としての必置性はなく、民間施設等への機能移転を検討する
・老朽化の進行により順次廃止を進め、民間活用による代替を検討する
・老朽化の進行により順次廃止を進め、民間活用による代替を検討する
・地域（小学校区）を単位として原則1箇所設置する
・需要に応じて、市域・地域単位に設置する
・市域で1箇所程度設置する
・行政としての必置性はなく、新・増設は行わない

施設群		施設数	第1期計画における方向性 (施設機能)				
			維持	移転 統合	廃止	協議	別計画
⑧社会福祉施設 (高齢・障がい・地域福祉)	デイサービスセンター	3	3				
	地域福祉施設	1		1			
	障がい福祉施設	1	1				
⑨保健・医療	保健センター等	3	2		1		
	診療所 (美流渡・万字地区)	3	3				
	高等看護学院	1	1				
⑩集会施設・ホール等	文化・交流・集会施設 (広域～旧行政区域)	11	8	2	1		
	文化・交流・集会施設 (地域)	5	5				
	文化・交流・集会施設 (旧岩見沢地区)	8	3			5	
	文化・交流・集会施設 (旧北村地区)	8				8	
	文化・交流・集会施設 (旧栗沢地区)	12				12	
	特定地方交通線転換 促進関連施設	4				4	
⑪市営住宅等	市営住宅	54	別計画による				54
	その他市有住宅	8			8		
⑫廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	7	2		5		
⑬火葬場・墓苑	火葬場・墓苑	3	3				
⑭車庫・倉庫等	道路管理事務所	3		2	1		
	その他の車庫・倉庫等	18	17	1			
⑮その他	その他の施設	2	1		1		
⑯小規模施設	小規模施設	13	12		1		
⑰その他普通財産等	その他普通財産等	15			15		
⑱インフラ施設	公園付属施設	24	別計画による				24
	排水機場	3	3				
⑲企業会計	インフラ (上水道関係施設)	18	別計画による				18
	インフラ (下水道関係施設)	11	別計画による				11
	病院	3	別計画による				3
	医師住宅・看護師宿舍	3			3		
合計		405	139	8	81	29	148

施設配置の基本的な考え方
・行政としての必置性は低く、新・増設は行わない
・行政としての必置性はなく、新・増設は行わない
・市域で1箇所設置する
・新・増設は行わない
・現状配置とし、新・増設は行わない
・現行配置を維持する
・広域的な視点からの施設配置を基本とし、利用需要や費用対効果を踏まえ必要に応じて統廃合を行う
・地域内の配置（市域の東西南北）を満たしている場合、新・増設は行わない
・自治会・町会単位で整備し、新・増設は行わない （今後建替はせず、廃止又は地元への譲渡を検討する）
・自治会・町会単位で整備し、新・増設は行わない （今後建替はせず、廃止又は地元への譲渡を検討する）
・自治会・町会単位で整備し、新・増設は行わない （今後建替はせず、廃止又は地元への譲渡を検討する）
・今後建替はせず、廃止又は地元への譲渡を検討する
・公営住宅等長寿命化計画に基づき検討する
・行政としての必置性はなく、順次廃止を進める
・需要に応じて、市域単位で設置する
・火葬場は、市域で1箇所設置する
・墓苑は必要性に応じて、市域単位で数箇所設置する
・需要に応じて、市域単位で設置し、民間代替も含めた機能維持を基本とする
・主たる建物がある場合は、当該建物の方向性と一体で検討する
・新・増設は行わない
・新・増設は行わない
・計画的に除却、譲渡等を進める
・都市計画マスタープランや緑の基本計画における方向性との整合や、公園施設長寿命化計画、農業振興ビジョンに基づき検討する
・ライフラインとして不可欠な施設として維持する
・ライフラインとして不可欠な施設として維持する
・ライフラインとして不可欠な施設として維持する
・総合病院：南空知圏域内における中核的役割・急性期医療を担う
・栗沢病院：旧栗沢町圏域内における地域医療・慢性期医療を担う
・老朽化の進行により順次廃止を進め、民間活用による代替を検討する

4. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制と進行管理

上位計画である公共施設等総合管理計画とともに、庁内横断組織である「行政改革推進本部」及び「公共施設マネジメント部会」において、進捗状況や個別の再編の情報共有を図りながら、連携して計画の進行及び目標数値の管理を行い、計画を推進します。

また、再編の対象施設や実施時期については、定期的に見直しを行います。

(2) 情報公開と市民参加

施設（施設群）又は地区を単位とする個別施設計画の策定にあたっては、公共施設の実態に関する積極的な情報発信を通じた問題意識の共有を図るとともに、市民参加の場を設けるなど、市民との合意形成に努めます。